

陳情第 48号

令和6年1月23日

川崎市議会議長 青木功雄様

多摩区在住者

陳情書の提出方法②に関する陳情

陳情の要旨

陳情書の提出方法について、市民の費用負担が少ない方法を検討してください。

陳情の理由

「陳情第6号 陳情書の提出方法に関する陳情」にて、「オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）」等を活用し、いつでも、どこからでも、費用を掛けずに提出できるようにしてください、との陳情を議会に提出（令和5年5月16日）したが、令和6年1月19日18時時点において、審査されていない。

担当局に確認したところ以下の回答があった。

「陳情書提出のオンライン化につきましては、現時点では法律等の規定上、導入が困難ですが、その一方で、令和6年4月1日施行の地方自治法の改正により、各議会の判断で請願の受付をオンラインによる方法で行うことを可能とする権限が与えられることとなりました。今後、この法改正に伴い国の省令等が整備される予定であり、本市議会としても国の動向を踏まえ、対応を検討するものと思われまます。御提出されております陳情第6号の審査時期につきましては、こうした状況を踏まえて判断されることとなります。審査の時期が決まりましたら、御連絡いたしますのでよろしく願いいたします。」

上記の回答では、いつオンライン化になるかの時期を明言しておらず、またオンライン化になる前の別の方法を考える姿勢もなく、川崎市人材ビジョンに

書かれている、【全ては市民のために】という考えの下、職員全員が、行政のプロフェッショナルとして、いきいきと仕事に取り組み、未来に向けてチャレンジしていません。なお、担当局の職員は言わずもがなですが無償で提出できます。

そこで、多摩区役所から議会局に集配してもらえないかのお願いをしたところ以下の回答があった。

「本市では本庁機関と出先機関等において、文書の集配を行っていますが、市民の皆様の申請などは定められた方法により提出をお願いしてございます。また、区民サービス部区民課は、転入や転出等の住所異動に関する届出や、戸籍に関する届出等の窓口となりますので、所管する事務以外の文書を取り扱うことが難しい状況です。」そのため住民と接点がある区役所から集配をすることは難しく、以下の方法を陳情したい。

市民オンブズマンで苦情申立てを行う場合には、L o G oフォームで申請するが、後日、事務局から宛先負担（市役所負担）の封筒が届き、担当局との今までの経緯を記載した資料を提出する。オンライン化は国の法律が変わらなければできないと主張するのであれば、今回の提出方法を陳情したく、お願いします。

なお、担当局からは、「御提出されている陳情第6号が、長きにわたり審査に至っていないことにつきましては、所管課として心苦しく感じております。陳情書と請願書を分けて考えるべきとの御意見は当然のものと思いますが、川崎市議会会議規則第96条におきまして、「議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。」と規定されており、言い換えれば「陳情書は請願書のように扱う」という決まりでありますので、陳情書の扱いと請願書の扱いを分けて考えることができないという事情がございます。」とのことですが、この規則を変えればいいのであり、地方自治法が変わらなければできないという説明には納得できかねます。

時代の変化とともに規則を変えた方がよいとの要望が市民からあったとしても検討すらしないのでしょうか。陳情第6号を半年間以上審査しなかったことはそう感じます。委員会を開く前に委員会に所属している市議と話をしているとのことですが、途中経過すら提出者には分からない、現状の議会運営にも疑

間を感じます。審査時の委員会は市民に公開していますが、既に結果が決まっているのであれば、実質的には非公開の委員会です。